平成２８年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字新井田字市子林17番地　舘前方、前住所青森県八戸市柏崎５丁目４番４号
破産者　津嶋　哲夫
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
秋田市楢山川口境20番２―505号
破産者　鈴木真貴子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４９号
横浜市金沢区並木３丁目11番５―202号
破産者　菊池　重則
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１７号
横浜市金沢区瀬戸１番５―902号
破産者　吉岡　　舞
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
香川県仲多度郡まんのう町造田3189番地１
破産者　大木元洋子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８３号
香川県高松市太田上町746番地３
破産者　山西　克喜
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８４号
香川県高松市太田上町746番地３
破産者　山西美知子
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目１番地１、破産手続開始決定時の住所鹿児島県指宿市東方7531番地　指宿竹元病院
破産者　外園　乃一
1　決定年月日　平成29年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第２２７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2643番地の３　フラットリバーハイツ105、前住所神奈川県愛甲郡愛川町半原1930番地
破産者　内藤　照彦
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２４号
神奈川県小田原市堀之内222番地　セジュールコート305、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市荻窪315番地７
破産者　森谷　榮夫
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５号
広島市南区東青崎町２番11―104号広島東青崎社宅Ａ棟、開始決定時の住所広島県呉市瀬戸見町７番６号
破産者　奥村　正信
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２０３号
熊本市西区河内町野出1238番地
破産者　松村由美子
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目12番３号　ウエストサイド寿102号
破産者　国分　節夫
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道沙流郡日高町富川西２丁目６番15号
破産者　大石　政勝
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
仙台市宮城野区宮千代２丁目19番地の５　高次ハイム宮千代107、従前の住所仙台市青葉区栗生１丁目20番地の７
破産者　高橋　健二
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５２７号
仙台市青葉区葉山町２番６号　シャンボールＳ102
破産者　小野寺弘幸
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
群馬県太田市新田早川町255番地、前住所群馬県太田市新田木崎町1661番地２
破産者　北爪　秀樹
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部